

別記2 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

第1 定義

本事業における用語については、実施要領第2に定めるほか、次のとおりとする。

1 スマート農業機械

本事業におけるスマート農業機械は、次のアからウまでに適合した技術を用いた農業機械・器具をいう。

ア 農業機械等に組み込まれて活用されるものであること。

イ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

ウ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

2 スマート農業機械等

スマート農業機械及びその他の農業機械・器具をいう。

第2 事業内容等

1 目的

農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、今後とも国内の生産水準を維持するためには、スマート農業技術等を活用して専門作業の受注等を行うサービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図ることが重要である。

このため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援することを目的とする。

2 事業構成等

本事業は以下のメニューで構成し、事業内容、補助率及び国庫補助金の上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

(1) 立上げ・事業拡大の取組

サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組

ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施

イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施

ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成

エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施

(2) スマート農業機械等の導入

サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入

(3) 都道府県推進事務

都道府県が行う第7の規定に基づく申請書類の確認、補助金の交付及び事業の推進に

必要な事務並びに指導監督及び調査検討等の実施

第3 実施要件等

1 事業実施主体

本事業における事業実施主体はサービス事業者とし、次の要件を満たす者とする。

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。
- ウ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- エ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- オ 法人等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- カ 本事業の成果を踏まえてサービス事業の継続的な事業展開が見込まれること。
- キ サービス事業の提供先を限定せず、かつ、複数の利用者にサービス事業を提供する者であること。

2 事業の実施体制

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）に協力を依頼し、同組織を協力者等として実施体制に位置付けるよう努めるものとする。

3 事業の補助要件

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること。
- (2) 本事業でスマート農業機械等を導入する場合は、当該スマート農業機械等を用いて提供するサービス事業の売上によって導入費用（リース導入する場合にあつてはリース物件購入価格と利用者が負担するリース諸費用を合わせた費用）を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。
- (3) 本事業で導入するスマート農業機械等については、本体価格が50万円以上（税別）であること。
- (4) 事業実施主体が過去の国庫補助事業により農業支援サービス事業の育成等に係る取組に対する支援を受けている場合は、当該補助事業の成果目標の設定根拠、達成状況等を十分に考慮するものとする。

第4 補助対象経費

補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあつての補助対象基準は別紙のとおりとする。

第5 審査基準

実施要領別表 2 の 2 に定める本事業の審査基準は、別表 3 のとおりとする。

第 6 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第 7 事業実施手続等

1 事業実施計画書の提出等

事業実施主体が本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める事業実施計画書は、実施要領第 5 第 1 項により農産局長が募集を行った場合にあっては（１）の方法により、都道府県が募集を行った場合にあっては（２）の方法により提出するものとする。

（１）地方農政局等への提出

ア 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

（ア）事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める事業実施計画書について、別記 2 様式第 1 - 1 号から第 1 - 7 号までのうち必要な様式により作成し、農産局長が別に定める場合を除き、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）の別記 2 - 2 の事業実施主体（以下「書類等確認機関」という。）の確認を受けた上で、別記 2 様式第 1 号に關係書類として添付し、交付等要綱第 8 に定める交付申請書に添えて地方農政局長等へ提出するものとする。

（イ）地方農政局長等は、（ア）により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱、実施要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

（ウ）事業の範囲が複数の地方農政局の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画書等を提出するものとする。

なお、事業実施計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、必要に応じ、關係する地方農政局長等に対し、事業実施計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

イ 事業の交付決定

地方農政局長等は、アにより提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

（２）都道府県への提出

ア 事業実施計画書の作成

（ア）事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める実

施計画書について、別記2様式第1-1号から第1-7号までのうち必要な様式により作成し、原則として書類等確認機関の確認を受けた上で、交付等要綱別記様式第1号に準じて都道府県知事が別に定める交付申請書に添えて都道府県知事に提出するものとする。なお、都道府県知事が市町村長と協議し必要と認める場合には、市町村長を経由して交付等を実施できるものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱及び実施要領に照らして適正であることについて審査を行い、適切と認められた場合は、交付等要綱第8に規定に基づく交付申請書に、別記2様式第2号により作成した都道府県事業実施計画書及び別記2様式第3号により作成した都道府県推進事務費内訳表を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。

(ウ) 事業実施主体は「サービス事業者の所在地」と「サービスを提供する主たる都道府県」が異なる場合は、原則として、「サービスを提供する主たる都道府県」を管轄する都道府県知事に事業実施計画書等を提出するものとする。

なお、事業実施計画書等の提出を受けた都道府県知事は、確認を行うに当たり、必要に応じて、関係する都道府県知事に対して事業実施計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

イ 事業の交付決定

地方農政局長等は、アにより提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

2 事業実施計画書の変更

事業実施主体は、交付決定後において、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画書の取組内容等を変更することができる。また、事業実施計画書で設定した成果目標について、事業実施中の事情変化による目標値の増減（成果目標の減は天災その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。）を伴う変更を行うことができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更を行う場合には、あらかじめ交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならないものとし、その手続きは前項に準じて行うものとする。

3 概算払の手続

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第18第2項に基づく概算払を行う際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、概算払を受けようとする事業実施主体から別記2様式第4号（都道府県知事が別に定める場合はその様式）により概算払請求書の提出を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、提出された概算払請求書の内容を確認し、適正であると認めた場合には、事業実施主体への交付予定額の範囲内で、当該事業実施主体に補助金を交付するとともに、交付額を通知するものとする。

4 事業実績の報告

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体が交付等要綱第19第1項に定める実績報告書を作成する際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、事業実施主体に対し、別記2様式第5号（都道府県知事が別に定める

場合はその様式)により実績報告書を提出させるものとする。

イ 都道府県知事は、提出された実績報告書について、内容が適切か、添付資料等により取組が確実に実施されたかを確認し、必要に応じて現地確認を行った上で、事業実施主体に対して交付額を通知し、補助金を交付するものとする。

5 補助金の返還

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第20第2項又は22第2項の返還を求める際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、事業実施主体が補助金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該事業実施主体に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。

イ アにより補助金の返還があった場合は、都道府県知事は当該返還額を国に返還するものとする。

ウ 都道府県知事は、アにより返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。

エ ウにより返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、都道府県知事は、期限を指定してこれを督促するものとする。

オ 地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第8 事業の報告等

1 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

実施要領第9第1項の報告は、以下のとおり行う。

(1) 第7第1項の(1)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、翌年度の7月末までに、別記2様式第6号により事業実施状況報告書を作成し、別記2様式第7号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

ウ 地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(2) 第7第1項の(2)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、翌年度の6月末までに、別記2様式第6号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)により事業実施状況報告書を作成し、別記2様式第7号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目

標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。また、点検結果について、アの期限とする年度の7月末日までに別記2様式第8号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 都道府県知事及び地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

2 評価報告

実施要領第10第1項の事業の評価の報告は、以下のとおり行う。

(1) 第7第1項の(1)により事業実施計画書の提出等を行った場合

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書で設定した目標年度の成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記2様式第9号により評価報告書を作成し、別記2様式第10号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 第7第1項の(2)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画で設定した目標年度の成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の6月末までに、別記2様式第9号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)により評価報告書を作成し、別記2様式第10号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)と併せて都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、点検結果について、アの期限とする年度の7月末日までに別記2様式第11号により都道府県事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第9 評価等

実施要領第10第1項の事業の評価は、以下のとおり行う。

1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

(1) 地方農政局長等が事業実施主体又は都道府県知事から第8第2項の規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見等を別記2様式第12号により作成した上で、農産局長に報告するものとする。

(2) 評価果の取りまとめは、ア又はイにより行うものとする。

ア 第8第2項の(1)により事業実施主体が評価報告を行った場合

農産局長は、(1)により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

イ 第8第2項の(2)により事業実施主体が評価報告を行った場合

地方農政局等において関係部局で構成する検討会を開催する等により最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、地方農政局長等は、事業実施計画書に定められた成果目標の全部又は一部が達

成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接又は都道府県知事を通じ、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、実施要領様式第2号による改善計画を別記2様式第6号による事業実施状況報告書と併せて速やかに報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(2)の規定に準じて評価委員会に諮る等した上で、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4)(3)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

2 報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 環境負荷低減の取組（みどりチェック）

1 事業実施主体は、別記2様式第1-5号のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書（第7第1項の(2)により都道府県に事業実施計画書を提出する場合にあっては、同(2)のアに規定する交付申請書をいう。）の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、本事業実施後に前項のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第19第1項に定める実績報告書（第7第1項の(2)により都道府県に事業実施計画書を提出した場合にあっては、同第4項に規定する実績報告書をいう。）の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

3 都道府県知事は、第1項又は前項により全ての事業実施主体からチェックシートを収集し、地方農政局長等に提出するものとする。

別表1 (第2関係)

メニュー	事業内容	補助率及び上限額
<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<p>サービス事業者に対し、サービス事業の新規立上げ、既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組に係る経費を支援するものとする。</p> <p>ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施</p> <p>イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施</p> <p>ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成</p> <p>エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施</p>	<p>補助率：定額</p> <p>上限額：1事業実施主体当たり以下のとおり</p> <p>ア 実施要領第5第1項により農産局長が募集を行う場合：3,000万円</p> <p>イ 実施要領第5第1項により都道府県が募集を行う場合</p> <p>(ア)(イ)以外の場合：1,500万円</p> <p>(イ)事業実施主体が、スマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円</p>
<p>(2) スマート農業機械等の導入</p>	<p>サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入に係る経費を支援するものとする。</p>	<p>補助率：1/2以内</p> <p>上限額：1事業実施主体当たり以下のとおり</p> <p>ア 実施要領第5第1項により農産局長が募集を行う場合：5,000万円</p> <p>イ 実施要領第5第1項により都道府県が募集を行う場合</p> <p>(ア)(イ)又は(ウ)以外の場合：1,500万円</p> <p>(イ)スマート農業機械を導入する場合：3,000万円</p> <p>(ウ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置</p>

<p>(3) 都道府県推進事務</p>	<p>都道府県が、(1) 又は (2) の事業実施に関し、申請書類の確認、補助金の交付及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討等を行うのに要する経費を支援するものとする。</p>	<p>づけられており、かつ 本事業の取組内容が 当該計画の内容と合 致している場合： 5,000 万円</p> <p>補助率：定額 上限額：都道府県内の事業 実施主体が(1) 又 は(2) で申請する 国庫補助金の合計 額の10%以内</p>
---------------------	---	---

別表2（第4関係）

費目	細目	推進事業のうち 対象となる メニュー	内 容	注意点
事業費	会 場 借 料	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な会議・商談 会・イベント等の開催や テストマーケティング等 を行う場合の会場費とし て支払われる経費	・事業実施主体又は都道 府県が会議室等を所有し ている場合は、当該会議 室等を優先的に使用する こと。
	会 場 設 営費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組	・本事業を実施するた めに直接必要な会議・商談 会・イベント等の開催や 実証・テストマーケティ ング等を行う場合の設営 に係る経費	
	通信・運 搬費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な郵便、運送、 電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管 理すること。 ・電話等の通信費につい ては、基本料を除く。
	借上費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な実験機器、 事務機器、通信機器、ス マート農業機械等、農業 用施設、ほ場等の借上げ 経費	・リース又はレンタル費 用は、事業実施期間中に 発生したものに限る。
	印 刷 製 本費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な資料等の印 刷、製本等に係る経費	
	情 報 発 信費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要なポスター・ チラシ等の作成・配布等 に係る経費 ・事業を実施するために 直接必要な情報発信（事 業の案内や成果発信等） にかかる費用	

資料購入費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
原材料費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な機械等の改修や試験等に必要の原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
資材費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費であって、実証ほ場の設置、検証、サービス事業のデモ実演等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
燃料費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な機械や車両等の燃料代	・(1) 立上げ・事業拡大の取組においては、事業においてスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。
研修受講費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経

				費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		(1) 立上げ・事業拡大の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料 その他手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産大臣官房経理課長通知。以下同じ。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。 ・本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限る。
給与		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治体の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改

				<p>正法」という。)」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。 ・実働に応じた対価以外

				の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。

				<ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金	委員等謝金	<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p> <p>(3) 都道府県推進事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・事業メニュー(3)においては、活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・事業メニュー(3)においては、都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
賃金等		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託するこ

		(3) 都道府県推進事務	事業の成果の一部を構成する調査の実施・取りまとめ、機械・システムの改修等)を他の者に委託するために必要な経費	とが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品の導入に係る経費(サーバ導入費を含む)。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上(税別)の調査備品については、見積書(原則3社以上(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。))、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
雑役務	手数料	(1) 立上げ・事	・本事業を実施するため	

費		業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	に直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租 税 公 課	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
機械費		(2) スマート農業機械等の導入	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・別紙の補助対象基準のとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業の取組に係るサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、積載型トラッククレーン等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

(注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）」）を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所（個人の場合は自宅等）となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表3 (第5関係)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の審査基準

1 共通の審査項目等
実施要領別表2の1のとおり

2 各事業の審査項目等
(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)

審査項目	配分基準	点数配分	
1 計画内容の実効性	サービス事業の事業性や活用する技術の新規性等を踏まえ、計画内容に実効性が認められるか。	1～10点	
	実効性が認められない。	不採択	
2 総合評価	1の共通の審査項目及び本表の審査項目1の審査を踏まえた総合的な評価として、事業実施計画書の内容等の妥当性を採点する。	1～10点	
	事業実施計画書の内容等は妥当といえない。	不採択	
3 農業現場への貢献度	サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性の向上の効果を発揮できるか。成果目標に応じて加算する。		
	(サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)		
	①-1 複数都道府県へサービスを提供する場合	20ha以上	10点
		10ha以上	7点
		5ha以上	5点
		1ha以上	3点
		1ha未満	0点
		(サービス提供先が上記以外の場合)	
		700ha以上	10点
		500ha以上	7点
		300ha以上	5点
		100ha以上	3点
		100ha未満	0点
	①-2 都道府県内でサービスを提供する場合	サービス提供面積の拡大量に係る目標に応じて以下のとおり加算する。 (サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)	
		10ha以上	10点
		9ha以上	9点
		8ha以上	8点
		7ha以上	7点
		6ha以上	6点
		5ha以上	5点
		4ha以上	4点
		3ha以上	3点
		2ha以上	2点
		1ha以上	1点
		1ha未満	0点
		(サービス提供先が上記以外の場合)	
		200ha以上	10点
	150ha以上	9点	
	100ha以上	8点	
	90ha以上	7点	
	70ha以上	6点	
	50ha以上	5点	
	40ha以上	4点	
	30ha以上	3点	
	20ha以上	2点	
	10ha以上	1点	
	10ha未満	0点	
4 新規事業への展開に係るポイント	以下のいずれかに該当する場合、加算する ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスで用いていた機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稻の農薬散布サービ	5点	

	<p>スのみ利用する場合を除く)に取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業機械を用いたサービスを提供する取組(ドローンを水稻の農業散布サービスにのみ利用する場合を除く)に取り組む場合 	
5 スマート農業機械の導入	<p>事業実施主体が導入する農業機械が、スマート農業機械に該当する場合、加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く) ・電動草刈機(自立走行式又はリモコンのもの) ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット) ・可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等) ・センシングドローン ・このほか申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの 	15点
6 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	<p>以下のいずれかに該当する場合、加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という)に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。(※1) ・本事業の事業実施主体がサービス事業者又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合。(※1) 	10点
7 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	<p>農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、加算する</p>	5点
8 みどりの投資促進税制の対象機械の導入	<p>事業実施主体が導入するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、加算する</p>	5点
9 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	<p>本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、加算する</p>	5点
10 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	<p>サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び第2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者が含まれている場合、加算する</p>	5点
11 地域計画への位置づけ	<p>サービス提供地域において策定された地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)のうち、将来像が明確化された地域計画(※2)又はブラッシュアップされた地域計画(※3)に事業実施主体がサービス事業者として位置づけられている場合、加算する</p>	5点
12 中山間地域における農業支援サービスの展開	<p>サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、加算する</p> <p>ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標(※)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。</p> <p>※HP https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html 掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。</p>	15点

※1:事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

※2:「将来像が明確化された地域計画」(申請日において、次のア、イ及びウの要件を満たすものをいう。ただし、令和8年度に実施するものについては、ウの要件は適用しない。)

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年

11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合(以下「農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合」という。)が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

ウ 地域内の農業を担う者の経営面積及び作業受託面積

地域計画に記載する「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計が、「現状」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計と比較して増加していること。

※3:「ブラッシュアップされた地域計画」(申請日において、次のア及びイの要件を満たすものをいう。)

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 地域計画が最初に公告(農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告をいう。以下同じ。)された日以降に変更されており、かつ、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 地域計画が最初に公告された日以降に、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する協議の場が設けられ、その協議の結果が公表されていること

(イ) 変更後の地域計画における農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合が、変更前と比較して2割以上減少していること。